

各土地利用区分の定義と把握方法

利用区分	定 義	備 考
(1) 農 地	農地法第 2 条第 1 項に定める農地及び採草放牧地の合計。 耕作の目的に供される土地であって畦地を含む。	「作物統計」の「田」及び「畑」の合計と 「農林業センサス林業調査報告書」の「採草 放牧に利用されている面積」のうち「森林以 外の草生地（野草地）である。
(2) 森 林	国有林と民有林の合計である。なお、林道面積は含まない。	
(3) 河川・水面・水路	水面、河川及び水路の合計である。	
① 河 川	河川法第 4 条に定める一級河川、同法第 5 条に定める二級河 川及び同法第 100 条による準用河川の同法第 6 条に定める河川 区域。	
② 水 面	湖沼（人造湖及び天然湖沼）並びに溜池の満水時の水面。	
③ 水 路	農業用排水路。	
(4) 道 路	一般道路、農道及び林道の合計である。車道部（車道、中央 帯、路肩）歩道部、自転車道部及び法面等からなる。	私道、道路運送法第 2 条第 8 項の自動車道 及び港湾道路は含まない。
(5) 都市公園	各年度の「大阪府公園緑地関係資料集」による都市公園面積	

利用区分	定 義	備 考
<p>宅 地（６～８）</p> <p>（６）住宅地</p> <p>（７）工業用地</p> <p>（８）商業・業務等施設用地 （その他の宅地）</p> <p>（９）その他</p> <p>合計面積</p>	<p>建物の敷地及び建物の維持又は効用を果たすために必要な土地。</p> <p>「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地籍の住宅用地と非課税地籍のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</p> <p>「工業統計表」（用地・用水編）にいう「事業所敷地面積」を従業員 10 人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</p> <p>（６）、（７）の区分のいずれにも該当しない宅地。</p> <p>合計面積から「農用地」、「森林」、「水面・河川・水路」、「道路」、「公園」、及び「宅地」の各面積を差し引いたものである。</p> <p>「全国都道府県市町村別面積調」（国土交通省国土地理院）による。</p>	<p>「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地籍（村落地区については地籍調査進捗状況及び地籍調査実施前後の宅地面積変動率を用いて補正したもの）と非課税地籍を加えたもの。</p> <p>以下に掲げるア、イの面積の合計である。</p> <p>ア. 「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地籍のうちの住宅用地の面積。村落地区については地籍調査進捗状況、地籍調査実施前後の宅地面積変動率及び村落地区に占める住宅地割合を用い補正した面積を加える。</p> <p>イ. 都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地の面積。</p> <p>「宅地」から（６）住宅地及び（７）工業用地を除く。</p>